

流域治水の推進に向けた取組の強化を求める意見書

近年、全国各地で記録的な豪雨が相次ぎ、河川の氾濫、土砂災害による甚大な被害が多発する中、国は、河川管理者等による従来の治水対策に加え、市町村、民間事業者、地域住民等、流域に関わるあらゆる関係者の協働により流域全体で取り組む「流域治水」への転換を推進しているところである。

こうした中、国は、全国の一級水系等において、河川の整備、ため池や水田の活用、ハザードマップ作成等、ハード・ソフト一体となった治水対策の全体像を示す「流域治水プロジェクト」を策定するとともに、特定都市河川浸水被害対策法等の改正により、浸水被害防止区域を創設し、住宅や要配慮者施設の建築について許可制を導入するなどの取組を進めている。

しかしながら、気候変動による水災害リスクが増大する中、治水対策は喫緊の課題となっていることから、堤防整備等の河川対策の加速化はもとより、流域対策等に対する補助制度の拡充等、流域治水の実効性を高めるための更なる取組が求められる。

よって、本市議会は、国会及び政府において、激甚化・頻発化する水災害から国民の生命・財産を守るため、「流域治水プロジェクト」に位置付けた国直轄事業の整備を着実に促進するとともに、地方自治体の取組に係る財政支援を充実するなど、流域治水の推進に向けた取組を強化するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

令和3年9月29日

泉佐野市議会